

# 令和8年度 畑地化促進事業について

## 畠地化促進事業とは？

- 水田を畠地化して、畠地利用への円滑な移行を促し、高収益作物（野菜）や畠作物（麦・大豆など）の定着を図る取組等を支援。
- 対象農地を交付対象水田から除外する代わりに、耕作者に対して交付金（一時金）が交付されます。

## 交付対象水田とは？

- 滞水設備（畦畔）を有しているか
- 所要の用水を供給しうる設備を有しているか

田んぼとしての機能。（陸田小屋の有無）  
水を張って、米が作れるかどうか。

## 交付金とは？

畠地化促進事業の交付金は2つあります。

### ① 畠地化支援（単年のみ）

水田を畠地化して、高収益作物及び畠作物の本作化に取り組む農業者を支援するもの。

### ② 定着促進支援（5年間）

水田を畠地化して、畠作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援するもの。

令和8年1月23日現在

対象作物	① 畠地化支援	② 定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	7万円/10a	2万円/10a×5年間 又は 10万円/10a（一括）
畠作物 (麦、大豆、飼料作物等)		

※令和9年度以降の支援額は未定

## 畠地化促進事業の要件とは？

- おおむね団地化されている水陸田の農地であること。

【古河市農業再生協議会の基準】

- (1)高収益作物又は畠作物の農地で3ha以上のまとまりを形成していること。
- (2)農地間の距離が300m以内で接していること。

※古河市・坂東市・境町の3市町で協議の上設定

- 前年度に水稻、又は転換作物（交付金の対象のもの）を作付していること。
- 畠地化後、5年間は高収益作物又は畠作物の出荷・販売をすること。  
⇒5年間は現地確認を実施します。毎年、販売伝票を提出してもらいます。  
※本事業は畠地化を目的とするため、6年目以降に水稻を作付することは望ましくありません。
- 借地の場合は、農業委員会、又は農地中間管理機構で貸借している（する）こと。
- 農地の所有者に必ず同意をもらっていること。

## 同意書とは？

- 畠地化促進事業の申請には土地所有者の同意書が必要になります。
- 耕作者と地権者の両方の同意があることが必須。  
※地権者＝令和7年度の水田台帳を管理されている方  
(相続等がされていないなどがあるため)

## 注意することは？

- 予算額を全国の要望額が上回った場合、畠地化促進事業はポイント制による採択となります。交付申請しても、事業自体が不採択になることもあります。
- 対象農地では、必ず5年間は作物を出荷する必要があります。宅地等になる可能性のある農地は対象から外して下さい。
- 交付金は交付申請者（耕作者）に交付されます。